



平成 18 年 8 月 30 日

各 位

会 社 名 比較.com 株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡邊 哲男
(コード番号 2477 東証マザーズ)
問合せ先 経営企画室長 岩館 徹
(TEL. 03 - 5447 - 6690)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 18 年 8 月 17 日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部訂正を要する箇所がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の内容 (網掛けは訂正箇所を示します)

・変更の理由 (訂正前)

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります(変更案第 13 条)。
- (2) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります(変更案第 23 条)。
- (3) その他、会社法が施行されたことに伴い、条文の加除に伴う条数の変更、字句の修正等その他所要の変更を行うものであります。

なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされております。

- ①当会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め。
- ②当社は、株券を発行する旨の定め。
- ③当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。

・変更の理由 (訂正後)

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、

次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため、**変更案第 13 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)** を新設するものであります。
- (2) **取締役および監査役の解任要件を明確にするため、変更案第 18 条 (解任方法) および第 29 条 (解任方法)** を新設するものであります。
- (3) **取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするため、変更案第 23 条 (取締役会の決議の省略)** を新設するものであります。
- (4) **会社法施行規則第 96 条第 3 項の規定に基づき、補欠監査役の選任決議が効力を有する期間を延長するため、変更案第 30 条第 3 項 (任期)** を新設するものであります。
- (5) **社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするため、変更案第 35 条第 2 項 (監査役の責任免除)** を新設するものであります。
- (6) **第 6 章に「会計監査人」の章を新設し、変更案第 36 条 (選任方法)、第 37 条 (任期)、第 38 条 (会計監査人の責任免除)** を新設するものであります。
- (7) **その他全般にわたり、会社法が施行されたことに伴い、構成の整理、必要な文言の追加、変更、削除および条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。**

なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされております。

- ①当会社に、取締役会、監査役を置く旨の定め。
- ②当会社は、株券を発行する旨の定め。
- ③当会社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。

・変更の内容

(網掛けは訂正箇所を示します)

変 更 案 (訂 正 前)	変 更 案 (訂 正 後)
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号) 第 1 条 (現行どおり)	(商号) 第 1 条 (現行どおり)
(目的) 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 情報処理サービス業および情報提供サービス業	1. 情報処理サービス業および情報提供サービス業
2. コンピューターネットワークによる商取およびそのシステム構築業務	2. コンピューターネットワークによる商取およびそのシステム構築業務
3. コンピューターネットワークの運営保守管理業務	3. コンピューターネットワークの運営保守管理業務
4. コンピューターおよびその周辺機器の販売、保守および輸出入業務	4. コンピューターおよびその周辺機器の販売、保守および輸出入業務
5. コンピュータのソフトウェアの開発、設	5. コンピュータのソフトウェアの開発、設

変更案(訂正前)	変更案(訂正後)
<p>計、販売、保守および輸出入業務</p> <p>6. コンピュータシステムの企画、開発、販売および保守に関する業務</p> <p>7. コンピューターおよびコンピューターネットワークに関する知識の教育、普及業務</p> <p>8. インターネットの接続仲介業ならびにアクセスサービス業</p> <p>9. 広告代理業、広告制作業、広告斡旋業および広告・宣伝の情報媒体の企画・売買</p> <p>10. 出版業</p> <p>11. 各種イベントの企画、制作、運営</p> <p>12. 旅行業ならびに旅行業者代理業</p> <p>13. 金融業務</p> <p>14. 不動産の売買、賃貸、交換、管理、リースおよびその仲介、斡旋</p> <p>15. 有価証券の売買・保有および運用ならびに投資業、投資顧問業</p> <p>16. 国内外投資候補先の斡旋および仲介</p> <p>17. 生命保険の募集に関する業務および損害保険代理業</p> <p>18. マーケティングリサーチ業務および各種情報の収集分析</p> <p>19. 経営コンサルティング</p> <p>20. 労働者派遣事業</p> <p>21. 有料職業紹介業</p> <p>22. 古物品の輸出入、売買、販売代行、仲介</p> <p>23. ゴルフ・スポーツクラブ・リゾートマンション等の各種会員権、割引優待券、航空券、乗車券、コンサートその他興行チケット、レストラン・飲食店・ホテル・旅行・劇場・映画館・遊技場施設・スポーツ施設を利用する権利の売買、仲介、斡旋および管理業務ならびにプリペイドカード・割引カードの発行および販売</p> <p>24. 通信販売業</p> <p>25. 放送法による各種放送事業および放送関連技術の開発、製作、指導および販売</p> <p>26. 前記各号に附帯または関連する一切の業務インターネットなどコンピューターネットワークを利用した各種情報提供サービス業務</p>	<p>計、販売、保守および輸出入業務</p> <p>6. コンピュータシステムの企画、開発、販売および保守に関する業務</p> <p>7. コンピューターおよびコンピューターネットワークに関する知識の教育、普及業務</p> <p>8. インターネットの接続仲介業ならびにアクセスサービス業</p> <p>9. 広告代理業、広告制作業、広告斡旋業および広告・宣伝の情報媒体の企画・売買</p> <p>10. 出版業</p> <p>11. 各種イベントの企画、制作、運営</p> <p>12. 旅行業ならびに旅行業者代理業</p> <p>13. 金融業務</p> <p>14. 不動産の売買、賃貸、交換、管理、リースおよびその仲介、斡旋</p> <p>15. 有価証券の売買・保有および運用ならびに投資業、投資顧問業</p> <p>16. 国内外投資候補先の斡旋および仲介</p> <p>17. 生命保険の募集に関する業務および損害保険代理業</p> <p>18. マーケティングリサーチ業務および各種情報の収集分析</p> <p>19. 経営コンサルティング</p> <p>20. 労働者派遣事業</p> <p>21. 有料職業紹介業</p> <p>22. 古物品の輸出入、売買、販売代行、仲介</p> <p>23. ゴルフ・スポーツクラブ・リゾートマンション等の各種会員権、割引優待券、航空券、乗車券、コンサートその他興行チケット、レストラン・飲食店・ホテル・旅行・劇場・映画館・遊技場施設・スポーツ施設を利用する権利の売買、仲介、斡旋および管理業務ならびにプリペイドカード・割引カードの発行および販売</p> <p>24. 通信販売業</p> <p>25. 放送法による各種放送事業および放送関連技術の開発、製作、指導および販売</p> <p>26. 前記各号に附帯または関連する一切の業務インターネットなどコンピューターネットワークを利用した各種情報提供サービス業務</p>
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p>
<p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. 監査役会</p> <p>4. 会計監査人</p>
<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載し</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載し</p>

変更案(訂正前)	変更案(訂正後)
て行う。	て行う。
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は100,000株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は100,000株とする。
(株券の発行)	(株券の発行)
第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (削除)	第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (削除)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。	第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。	3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第9条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 (削除)	第9条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 (削除)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集)	(招集)
第10条 当社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	第10条 当社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
(定時株主総会の基準日)	(定時株主総会の基準日)
第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。	第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。
(招集権者及び議長)	(招集権者および議長)
第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。	第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2 (現行どおり)	2 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
(決議の方法)	(決議の方法)
第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。	第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

変更案(訂正前)	変更案(訂正後)
<p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の解任)</p> <p>第18条 <u>取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで</u></p>	<p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(解任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会の決議によりこれを解任することができる。</p> <p>2 <u>取締役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで</u></p>

変更案(訂正前)	変更案(訂正後)
<p>取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる</u>取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除</u>することができる。</p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる</u>取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除</u>することができる。</p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>(員数)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p>	<p>(員数)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(解任方法)</p> <p>第29条 監査役は、<u>株主総会の決議によりこれを解任することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

変更案(訂正前)	変更案(訂正後)
<p>3 <u>会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 30 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第 31 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の三日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 32 条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 33 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 34 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>3 <u>会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 31 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第 32 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の三日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 34 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第 35 条 <u>会計監査人は、株主総会にて選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 36 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>前項の定時株主総会にて別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会</u></p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 36 条 <u>会計監査人は、株主総会にて選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 37 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>前項の定時株主総会にて別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会</u></p>

変更案(訂正前)	変更案(訂正後)
<p>において再任されたものとする。 (会計監査人の責任免除) 第37条 当社は、会計監査人(会計監査人であつた者を含む。)の会社法第423条1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める範囲内で、その責任を免除することができる。 2 当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金2,000万円以上であらかじめ定める額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>において再任されたものとする。 (会計監査人の責任免除) 第38条 当社は、会計監査人(会計監査人であつた者を含む。)の会社法第423条1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める範囲内で、その責任を免除することができる。 2 当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金2,000万円以上であらかじめ定める額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>(事業年度) 第38条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。 (剰余金の配当の基準日) 第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。 3 前2項のほか、基準日を含めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>(事業年度) 第39条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。 (剰余金の配当) 第40条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年12月31日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>
<p>(配当金の除斥期間) 第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(自己株式の取得) 第41条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。 (配当金の除斥期間) 第42条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>

以上